

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税は、4月1日現在の車両の所有者に、主たる定置場（駐車場所）が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお名義人が死亡しており、変更の届け出がない場合は、町で指定した方に納税通知書を発送しますのでご了承ください。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）、小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど）の皆野町ナンバーは、税務課窓口（⑦番窓口）にて手続きをしてください。

なお、町外の方に譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。また、盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きにお越しくください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

下記の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク（125cc超）	熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会熊谷支所 ☎048-574-1662

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

土地・家屋台帳の閲覧手数料が変わります。

平成26年4月1日から税務課窓口における手数料の一部を改定します。

種類	改定前	改定後
土地台帳、家屋台帳の閲覧	1簿冊 500円	1簿冊 200円

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

週に1回以上スポーツをしましょう!

埼玉県スポーツ振興のまちづくり推進会議では、「スポーツはしたいけれど、時間がない、機会がない、体力が衰えた、費用がかかる…」という方に、日常生活の中でスポーツをする「ながらスポーツ」を推進しています。

ちょっとだけ意識を変えて、まずはできる「ながらスポーツ」から取り組んでみましょう。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/nagara/>

問合せ 教育委員会社会教育担当

☎62-4563

